

令和8年度 水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するため水質検査の項目、検査頻度を定めたものです。

ニセコ町では、改正水道法を遵守し適正化・透明性を確保するために検査項目、検査頻度を明記した水質検査計画を策定いたしました。

水道法で定められた水質基準を遵守し、安全でおいしい水の供給に努めてまいります。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況
4. 水質検査項目及び検査頻度
5. 採水場所
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法及び実施状況の確認
8. 試料の採取及び運搬
9. 水質検査計画と水質検査結果の公表
10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
11. 関係者との連携

ニセコ町上下水道課

1 基本方針

- (1) 採水地点
水質基準が適用される給水栓（蛇口）の他、浄水場流入地点（原水）とします。
- (2) 検査項目
水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。
- (3) 検査頻度
水道法施行規則第15条第3項3号に従い行います。

2 水道事業の概要

- (1) 給水状況

【ニセコ町簡易水道施設】

市街地区

区 分	内 容
給水区域	字羊蹄、元町、本通、富士見、有島、曾我、中央通
給水人口	2,700人
給水戸数	1,538戸
計画一日最大給水量	1,205 m ³
一日最大給水量（令和7年度実績）	1,281 m ³
一日平均給水量（令和7年度実績）	1,003 m ³

近藤地区

区 分	内 容
給水区域	字近藤、豊里
給水人口	556人
給水戸数	252戸
計画一日最大給水量	136 m ³
一日最大給水量（令和7年度実績）	179 m ³
一日平均給水量（令和7年度実績）	114 m ³

宮田地区（小花井）

区 分	内 容
給水区域	字宮田
給水人口	53人
給水戸数	26人
計画一日最大給水量	36 m ³
一日最大給水量（令和7年度実績）	— m ³
一日平均給水量（令和7年度実績）	15 m ³

宮田地区（里見）

区 分	内 容
給 水 区 域	字豊里、里見、宮田、富川
給 水 人 口	1 8 8 人
給 水 戸 数	7 6 戸
計画一日最大給水量	5 9 m ³
一日最大給水量（令和7年度実績）	1 1 4 m ³
一日平均給水量（令和7年度実績）	6 4 m ³

曾我地区（第1地区）

区 分	内 容
給 水 区 域	字曾我、東山
給 水 人 口	2 8 9 人
給 水 戸 数	1 6 2 戸
計画一日最大給水量	2 3 1 m ³
一日最大給水量（令和7年度実績）	2 4 7 m ³
一日平均給水量（令和7年度実績）	1 5 2 m ³

曾我地区（第2地区）

区 分	内 容
給 水 区 域	字曾我、ニセコ
給 水 人 口	2 8 3 人
給 水 戸 数	1 2 2 戸
計画一日最大給水量	2 3 6 m ³
一日最大給水量（令和7年度実績）	2 6 2 m ³
一日平均給水量（令和7年度実績）	1 7 4 m ³

ニセコ地区

区 分	内 容
給 水 区 域	字ニセコ
給 水 人 口	2 1 0 人
給 水 戸 数	1 3 4 戸
計画一日最大給水量	6 9 1 m ³
一日最大給水量（令和7年度実績）	4 9 3 m ³
一日平均給水量（令和7年度実績）	2 6 5 m ³

福井地区

区 分	内 容
給 水 区 域	字福井、黒川、富川、西富
給 水 人 口	2 9 9 人
給 水 戸 数	1 4 1 戸
計画一日最大給水量	1 1 7 m ³
一日最大給水量（令和7年度実績）	1 1 8 m ³
一日平均給水量（令和7年度実績）	8 2 m ³

いこいの村専用水道

区 分	内 容
給 水 区 域	字ニセコ（いこいの村周辺施設）
給 水 人 口	4 人
給 水 戸 数	4 戸
計画一日最大給水量	2 0 0 m ³
一日最大給水量（令和7年度実績）	－m ³
一日平均給水量（令和7年度実績）	7 2 m ³

【飲用水供給施設】

ニセコ温泉郷飲用水供給施設

区 分	内 容
給 水 区 域	字ニセコ
給 水 人 口	1 人
給 水 戸 数	1 戸
計画一日最大給水量	1 5 m ³
一日最大給水量（令和7年度実績）	－m ³
一日平均給水量（令和7年度実績）	3 m ³

桂地区飲用水供給施設

区 分	内 容
給 水 区 域	字桂台
給 水 人 口	1 4 人
給 水 戸 数	1 0 戸
計画一日最大給水量	1 5 m ³
一日最大給水量（令和7年度実績）	－m ³
一日平均給水量（令和7年度実績）	2 m ³

(2) 浄水施設概要

事業名称	施設名称	水源名	浄水処理方法
市街地区	市街地区 高区配水池	尻別川水系真狩川支 流第2カシュンベツ 川(湧水)	塩素滅菌
近藤地区	近藤地区配水池	尻別川水系真狩川支 流岩松川(湧水)	塩素滅菌
宮田地区(小花井)	小花井地区 ろ過地	尻別川水系ルベシベ 川支流17号川(表流 水)	緩速濾過・塩素滅菌
宮田地区(里見)	里見地区浄水場	尻別川水系真狩川支 流木村川(湧水)	塩素滅菌
曾我地区(第1地区)	曾我第一地区 配水池	尻別川水系東の沢川 (湧水)	塩素滅菌
曾我地区(第2地区)	曾我第二地区 配水池	地下水(自噴浅井戸)	塩素滅菌
ニセコ地区	ニセコ地区 配水池	尻別川水系ニセコア ンベツ川支流大沢の 川(湧水)	塩素滅菌
福井地区	福井地区浄水場	尻別川水系名無川支 流タケムウノサワ川 (表流水)	膜ろ過・塩素滅菌
いこいの村専用水道	いこいの村 配水池	尻別川水系ニセコア ンベツ川支流佐々木 の沢川(湧水)	塩素滅菌
ニセコ温泉郷飲用水供給施設	ニセコ温泉郷 地区配水池	尻別川水系硫黄川支 流硫黄3号川(湧水)	塩素滅菌
桂地区飲用水供給施設 ※R6.4.1 現在、福井地区の水を 配水中	桂地区配水池	尻別川水系桂の沢川 支流蝮の沢川(湧水)	塩素滅菌

3 水道の原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況（全般）

ニセコ町で利用している水源周縁には工場や家屋なども無く、水道水源に適した環境にあります。

留意点

大雨時には一部濁度の上昇がみられますが、適切な取水の管理を行い原水濁度の低減を図ります。また、大腸菌が検出された水源については「クリプトスポリジウム等対策指針」に基づき検査回数を定め水源の管理を行います。

(2) 浄水の状況

概ね良好な状態にあり、一部で水質基準値の 1/5 を超過しておりますが、基準値を超過に至る結果はありません。

留意点

使用薬剤としては次亜塩素酸ナトリウムを使いますが次亜塩素酸ナトリウムは温度による劣化を起こすため、数回に分けて必要最小限の購入を行い、こまめに補充を行い低温での保管に心がけ薬品の劣化防止に努めます。

また、一部の区域では管路が長く水道使用量が少ないため、管路中にて残留塩素が薄くなる傾向があります。管末での塩素効果を確認し、適切な塩素濃度になるように努めます。

4 水質検査項目及び検査頻度

簡易水道

(1) 浄水の検査頻度

水道法施行規則第 15 条第 3 項 3 号（省略規程）の規定に従い、過去 3 年間の検査結果が 1/10 以下の場合は 3 年毎、1/5 以下の場合は 1 年毎に検査項目を減じ、3 年に 1 回水質基準で定められている基準 51 項目検査を実施します。

省略不可能項目として基準 9 項目検査（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素量（TOC））、pH、味、臭気、色度、濁度）、六価クロムを毎月、消毒副生成物 12 項目検査（シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム、ホルムアルデヒド）を 3 ヶ月に 1 回検査を行います。また、1 日 1 回行う項目（色、濁り、消毒の残留効果）についても検査を行います。

さらに、有機フッ素化合物 PFAS (PFOS、PFOA) について 1 年毎に検査を実施します。

(2) 原水の検査頻度

水道法に定められている 39 項目（消毒副生成物 11 項目（シアン化物イオン及び塩化シアンを除く）及び味を除く）を年 1 回、検査を行います。

「クリプトスポリジウム等検査指針」に従い必要箇所、検査を実施します。

(3) 水質管理目標設定項目

現状の浄水施設において水質管理目標設定項目を実施する状況になく、基準項目で対応できると判断し、経過を見て再度判断いたします。

飲料水供給施設

飲用水供給施設については水源状況等を勘案し、水質検査の項目、頻度を定めます。

(1) 浄水の検査頻度

基準9項目検査（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素量（TOC））、pH、味、臭気、色度、濁度）、六価クロムを年3回、浄水全項目検査（基準51項目）を年1回実施します。

(2) 原水の検査頻度

原水全項目検査（基準39項目）を年1回、クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）を年4回実施します。

5 採水地点

水道事業名	種別	採水場所
市街地区	浄水	ニセコ町役場
	原水	市街地区高区配水池
近藤地区	浄水	近藤小学校
	原水	近藤地区配水池（既設水源）
		近藤地区配水池（新水源）
宮田地区 （小花井）	浄水	小花井地区配水池
	原水	小花井地区ろ過地
宮田地区 （里見）	浄水	ニセコ中央墓地、里見地区コミュニティーセンター
	原水	里見地区浄水場
曾我地区 （第1地区）	浄水	ニセコヘリポート
	原水	曾我第一地区配水池
曾我地区 （第2地区）	浄水	曾我森林公園、曾我地区コミュニティーセンター
	原水	曾我第二地区配水池
ニセコ地区	浄水	ニセコアンヌプリ駐車場トイレ
	原水	ニセコ地区配水池
福井地区	浄水	福井コミュニティーセンター
	原水	福井地区浄水場

いこいの村専用水道	浄水	いこいの湯宿いろは
	原水	いこいの村配水池
ニセコ温泉郷飲用水供給施設	浄水	キャンプ場水飲み場、五色温泉
	原水	ニセコ温泉郷地区配水池
桂地区飲用水供給施設 (福井地区の水を配水中)	浄水	有限会社 牧野組 (福井地区末端施設)

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (1) 水源が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。
- (7) 住民から水質検査の要求があったとき。

7 水質検査の方法及び実施状況の確認

水質検査は、水道法 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けている機関で行い。確認事項として、外部精度管理及び内部精度管理を実施している証明の提出を受け、一定の条件を満たしている機関で行い、検査結果を検査成績書にて報告を受け結果の確認を行います。

委託機関 札幌市豊平区平岸 1 条 8 丁目 6 番 6 号
 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター
 TEL:011-824-1348 FAX:011-824-1627

8 試料の採取及び運搬

(1) 試料の採取方法

試料の採水は(一財)北海道薬剤師会公衆衛生検査センター職員が行い、指定された採水方法により試料容器に採水し、採水日、採水地点、採水者、天候、気温、水温、残留塩素等を記録し試料の保冷が出来る運搬容器に収容封印します。

(2) 試料の運搬方法

(一財)北海道薬剤師会公衆衛生検査センター職員が所定の時間内に検査に着手できるよう速やかに搬送します。

9 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画は、年度開始前に作成し上下水道課窓口で閲覧できます。

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は上下水道課で閲覧できます。

1 0 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

各水道事業及び水道系統ごとに各検査項目の最大値を水質基準と比較し、翌年度の水質検査計画に検査項目、検査頻度を反映します。

1 1 関係者との連携

水道水の安全を確保するため、近隣自治体、保健所、一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センターと連絡調整を行い水質保全に努めます。